

平成29年12月1日付29春都政第441号

春日井市長付議

尾張都市計画特別用途地区の変更について

平成30年1月5日提出
春日井市市長 伊藤 太

29 春都政第 441 号

平成 29 年 12 月 1 日

春日井市都市計画審議会

会長 磯 部 友 彦 様

春日井市長 伊 藤



尾張都市計画特別用途地区の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画特別用途地区の変更について」

上位計画での位置づけ

○春日井市都市計画マスタープラン（平成22年3月策定） 抜粋 P45

（４）公園・緑地

施策の方針

1) 公園

- ・市民の多様なレクリエーション需要に対応した朝宮公園や落合公園などの大規模な都市公園を、緑の拠点として位置づけます。
- ・街区公園、近隣公園や地区公園^{*2}などの地域に身近な公園については、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として整備に努めます。
- ・市民のスポーツ振興と健康増進を図るため、多目的総合運動広場について調査・検討を行います。
- ・既存公園の改修などにより、公園を時代のニーズに合った健康づくりの場として、整備を検討します。
- ・豊かな自然に親しむことのできる都市緑化植物園と少年自然の家の一体利用を検討します。

○朝宮公園整備構想（平成29年2月策定） 抜粋 P6,7

II 整備構想

3 整備の視点

(I) スポーツを楽しむ、健康づくりができる公園整備

生涯にわたり健康であり続けるためには、子どもの頃からの運動習慣も重要であり、子どもから高齢者まですべての世代がスポーツを身近に感じ、気軽に取り組むことができる環境が必要です。こうした中、本市には全天候型のトラックや人工芝のフィールドが整備されておりません。尾張東部地域においても同様の状況で、小中学生の陸上競技大会は名古屋市や半田市で実施されており、移動の負担を強いられています。

そこで、尾張東部地域で最も人口が多い自治体でもある本市において、将来的には尾張東部地域の陸上競技大会の開催場所として提供することも視野に入れ、市民が日常的に利用できる多目的総合運動広場を整備するとともに、子どもの運動機能の向上・体力強化、スポーツへの親しみの醸成につながる遊具や高齢者が日々の健康づくりに利用できる器具を設置するなど、スポーツ環境・健康づくり環境の充実を図ります。

